

令和6年度第1回豊山町いじめ問題対策連絡協議会会議録

- 1 開催日時 令和6年9月20日（火）午後2時～午後3時
- 2 開催場所 豊山町役場 会議室3・4
- 3 出席者 豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員

豊山町立小中学校代表 豊山小学校長	杉 直 哉
豊山町立小中学校代表 志水小学校長	伊 藤 英 紀
豊山町スクールソーシャルワーカー	滝 仁 美
豊山町人権擁護委員	西 脇 和 子
愛知県中央児童・障害者相談センター児童相談課課長補佐	渡 辺 辰
西枇杷島警察署生活安全課長	圓 福 康 弘
豊山町生活福祉部子ども応援課長	加 藤 義 紀

事務局

教育長	北 川 昌 宏
教育委員会事務局長	安 藤 憲 司
教育参事	山 中 洋 子
学校教育課長	菊 地 智 行
学校教育グループ長	水 野 将 徳
- 4 議 題 (1) 本町におけるいじめ対策に関する組織と役割について
(2) 本町におけるいじめ問題の現状と対策について
(3) 意見交換
- 5 資 料 資料1 令和6年度豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員名簿
資料2 豊山町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱
資料3 豊山町いじめ防止基本方針（概要版）
資料4 令和6年度豊山町いじめ問題専門委員会委員名簿
資料5 豊山町いじめ防止基本方針に基づく組織
資料6 豊山町いじめ問題の現状と取組について
資料7 豊山町いじめアンケート（無記名）集計
資料8 不登校・いじめ緊急対策パッケージ
資料9 令和6年度保護者向け啓発資料

6 議事内容

司 会： 本日は、大変ご多用のところ、本会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の会の進行を務めさせていただきます、豊山町教育委員会事務局の水野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今より「令和6年度 第1回 豊山町いじめ問題対策

連絡協議会」を始めさせていただきます。

次第1 北川教育長よりご挨拶を申し上げます。

教 育 長： こんにちは。お忙しい中、いじめ問題対策連絡協議会にお集りいただきありがとうございます。振り返りますと、平成30年に豊山町ではいじめ防止基本方針を策定し、法律で定められた組織体制を整備しました。その規程に基づき、この連絡協議会を立ち上げたという経緯となっております。幸いまだございませんが、重大な事案が発生したとき対応する「いじめ問題専門委員会」とともに、いじめ問題を組織的、効果的に対応する体制が整ったのではないかと考えております。本日はいじめの現状と防止対策について様々なご意見をいただきたいと思いますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司 会： 続きまして、次第2 委嘱状の伝達に移ります。委嘱状につきましては、事前にお渡ししておりますので、報告をもって伝達に代えさせていただきます。

続きまして、次第3 自己紹介に移ります。

委員・事務局： (委員・事務局 自己紹介)

委 員： 事務局の方に一任させていただきたいと思います。

司 会： ただいま、「事務局、一任」の声がありましたがよろしいでしょうか。

司 会： 続きまして、次第4の会長の選出及び職務代理者の指名に移らせていただきます。【資料2】の「豊山町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱」をご覧ください。1ページめくっていただいて、第6条第2項により、「会長は、委員の互選によって定める」とあります。どなたかご意見がありましたら、発言をお願いします。

ありがとうございます。次に、要綱第6条第4項に、「会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する」とありますので、杉会長に指名をしていただきたいと思います。

会 長： それでは、職務代理者に、志水小学校の伊藤委員を指名させていただきます。

司 会： それでは、職務代理者につきましては、伊藤委員にお願いしたいと思います。続きまして、杉会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会 長： 改めましてこんにちは。先ほど皆さまに承認いただきました、会長を務めさせていただきます豊山小学校の杉直哉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。教育現場では、いじめや不登校、暴力行為等、色々な問題が相互に関連しながら、憂慮すべき様々な事態が発生している状況でございます。私たち教員はこうした事態を真摯に受け止め、児童生徒への共感的な理解を一層深め、児童生徒の健全育成と問題行動の未然防止、早期発見に努めなければならないと考えております。

いじめ問題は、いじめを見逃さないという姿勢が一番大切になるかと思えます。そういった姿勢を教職員で共有するとともに、いじめを生まない環境づくりを進めて、児童生徒一人ひとりがいじめをしない態度、能力を身に着ける必要があると思っております。もし予兆に気づいた場合には、安全確保が何より優先となります。また、継続的な支援が必要な場合は、丁寧な事実確認に基づいた適切な対応を組織的に進めなければなりません。保護者と連携しながら被害児童生徒への安全安心を回復するための支援、そして加害児童生徒につきましても成長支援も視野に入れた指導や両者の関係修復も目指さないといけません。

こういったこと考えなくても良いように、児童生徒には平和な学校生活を送ってほしいと思うのですが、人間関係ですので、現場では様々なトラブルが起こっております。

本日は様々な立場の方がお見えですので、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただければと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。これより会の取り回しは、杉会長にお願いしたいと思います。

会 長： それでは、議題１の「本町におけるいじめ対策に関する組織と役割について」、事務局、説明をお願いします。

学校教育課長： （資料に基づき説明）

会 長： この件について何かご質問がありましたらご発言をお願いします。
（質問・意見等なし）

会 長： それでは次に、議題２の「本町におけるいじめ問題の現状と対策について」、事務局、説明をお願いします。

教育参事： （資料に基づき説明）

会 長： この件について何かご質問・ご意見がありましたらご発言をお願いします。

委 員： いじめアンケートの報告の中で、これまで我慢してきたという件数が

減少し、相談したという件数が増えてきていたので、先生方が信頼関係を構築してきた結果、相談できる体制が整ってきたのだと感じ、感心して報告を聞いていました。

委員： S組の位置は保健室の中間にあるでしょうか。

教育参事： S組は他の友達と関わるのが心配な生徒が通いやすい場所となるよう、他の生徒の目に触れないような場所に設置しています。保健室は、他の生徒も来る場所なので、S組に行くほどではない、でも教室には入れない、という生徒が少しゆっくりしたいときに使わせていただいております。生徒の状況にあった居場所づくりというように決めさせていただいております。

教育長： S組にはついたてを置いて、一人で勉強できる空間にするなど、工夫をしています。不登校には至らず、学校には来れるものの、教室には入れない子の居場所になっていると思います。

委員： 特定の授業だけS組を利用する生徒はいるのでしょうか。

教育参事： 教室と行き来する生徒はおりません。そういうこともあって、教室の場所も他の生徒とは接触しないような動線になっています。

委員： スクールカウンセラーのケースの子にもS組の子がいて、人の目が気になる、クラスではざわついていて集中できないという相談があります。そういう子は無理にクラスに入って調子を崩すのであれば、S組に通い、行けそうな授業だけ出席するような関わりができるよう声掛けをしているところです。

委員： 利用人数はどれくらいですか。

教育参事： 年度当初は2人でしたが、最近は5～6人と増えてきています。ただ、全員が1日中いるわけではなく、給食を食べたら帰る生徒もいます。

会長： あまり多くても過ごしにくいと思いますが、今のところは出たり入ったりしているという状況ということですね。

委員： S組を見たことはありますが、役場の会議室よりは少し大きい広さで、窓際で勉強できるようにパーテーションで仕切られていて、教室の中心には話ができるテーブルがあります。また、疲れたときに横になれるソファも用意されています。見学に行ったときは、体育の授業だけ出席する生徒もいましたし、給食を食べてから帰る生徒もいました。完全に学校に足が向かなくなってしまう前の子にとっては、すごく良い居場所になっていると思いました。

委員： 人間関係やコミュニケーションがうまくいかない子が不登校になりがちなので、保健室や相談室で話を聞いてもらったりして相談室に来

て、朝だけ来て帰っていく子も、だんだん話ができるようになり、教室に帰るというケースもあります。ただ、トラブルがあったりするとまた戻ってしまうことがあるので、我々も注意してみています。なるべく多くの先生が関わったりすることで、話しやすい、行きやすい雰囲気になるように心がけています。

会長： 目に見えて「いじめ」だというのはまだわかりやすいですが、SNSでの悪口など、学年にもよりますが、高学年になるほどネットワークが大きくなって、書かなくても良いことを書いてしまってトラブルになることもあります。その実態把握が難しいことや、把握してもどこまで対応できるのかという難しさもあります。どういう指導をしていくべきなのか、頭を悩ませている部分でもあります。

委員： 子どものSNS環境は高度化しており、発信する側は受け取る側にわからないようにしているつもりでも、隠しきれずに受け取る側がわかってしまったり、ということがよくあります。これは学校の域を超えているので、家庭の介入が必要かと思います。

委員： そういった話ができる家庭であれば良いのですが、放任してしまっている家庭に対しては対応が難しいことも多くあります。

委員： NTTや警察でも、SNSのスマホ安全教室などを実施していますが、一度発信してしまったら消すことのできない恐ろしさを中学年ころから知ってもらうことが重要だと思います。

委員： 学校でも情報モラル教室やインターネットの使い方の指導を携帯電話のキャリアの会社に来ていただいて、学年ごとに毎年実施していますが、やはり自分ごととしてとらえきれない子もいます。また、オンラインゲームのグループから外したり、というようなこともあるそうで、なかなか見えない部分も多くありますし、保護者も把握していないケースもあります。最近は低学年でもスマホを持っているので心配ですが、学年が上がるほど心配ではあります。

会長： 情報モラル教室はきちんと受けているんですが、それがなかなか行動に伴わないというところに難しさを感じますね。

委員： 人権擁護委員へのSOSミニレターでSNSの相談はあるのでしょうか。

委員： SOSミニレターは法務省から直送されていて、各学校に届いています。現在相談を受け付けている段階なので、どのくらいあるかはもう少ししばらくするとわかると思いますが、今はLINE相談が増えています。1,000件のうち、1件でも虐待が疑われるようなSOSがあれば、きっかけにはなると思います。また、資料に人権週間の取組がありますが、

人権作文を夏休みに行っています。中学校からは85の作文を提出していただきました。

会長： SOS ミニレターの相談は増えているのでしょうか。

委員： 今は文字で書くということが少なくなっているのです、少なくなっていると思います。内容はたわいのない話が多いです。中学生は LINE 相談の方が多いです。全体として LINE 相談が増えています。

会長： それでは議題3の「意見交換」に移りたいと思いますが、ご意見等ございますでしょうか。

委員： 子ども応援課では要保護児童対策を行っています、児童からの相談はない状況です。相談までの敷居が高いのが理由ではないかと推察しています。無記名アンケートで気になったのが、我慢したことがあるのが多いというところで、この子たちが一番悪い結果になっていく子たちなのではないかと心配しています。自分から言える子なら発見しやすいですが、我慢している子を我慢させないようにはどうしたらよいか、SOS の出し方を子どもたちが何らかの形で学べば、この数が減るのではないかとお話を聞いていて思いました。

委員： 人権擁護委員では、昔は人権教室を毎年1校ずつ行っていました。校長先生から、毎年3校で行ってほしいという要望があつてから、3校で行ってきました。どうしても親にでも相談できない困ったことがあった場合には、気軽に相談できる連絡先を子どもたちがわかっていると良いのではないかと考えています。

委員： やはり困ったときの SOS の連絡先を知っているかいないかで大きく変わると思います。人権擁護委員の方は、「助けて」と言えることがまずは大切であるとおっしゃっていました。

委員： 児童相談所で対応している子どもたちを見ると、皆共通して居場所がありません。豊山町のケースでS組に通っている子もいましたが、そういう子は居場所を確保できているので、我々としては非常にありがたいと感じています。SNS については、やってしまうことは本当にずっとやり続けてしまうケースが多くあります。そういう子はルールを作って制限しても無理なことが多いです。スマホを取り上げれば逆上したり、ということもあるので、児童相談所としても頭を悩ましています。中学生が SNS を介して県外の知らない大人に会いに行ってしまうたり、ということもあります。なんとかしたいですが、難しいのが現状です。

委員： 表面に出てきていない認知できないいじめはありますが、予兆があれば警察から注意することもできますし、情報共有をしていければと思っ

ています。啓発活動でも、警察が行くことで気が引き締まり、心に響くのであれば警察も顔を出すなど、協力させていただきます。

会 長： それでは、そろそろ時間がまいりましたので、この辺りで終わらせていただきます。委員の皆様のご協力、ありがとうございました。司会を事務局にお返ししたいと思います。

司 会： ありがとうございました。では、その他に移ります。本会議は年2回の開催を予定しており、第2回の会議を2月に実施させていただきます。それでは、以上をもちまして、第1回豊山町いじめ問題対策連絡協議会を終わらせていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございました。

令和6年度 第1回 豊山町いじめ問題対策連絡協議会次第

令和6年9月20日（金）午後2時
豊山町役場 3階 会議室3・4

- 1 あいさつ
- 2 委嘱状伝達
- 3 自己紹介【資料1】
- 4 会長の選出及び職務代理者の指名
 - ・「豊山町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱」【資料2】
- 5 議題
 - （1）本町のいじめ対策に関する組織と役割について【資料3～5】
 - （2）本町におけるいじめ問題の現状と対策について【資料6～9】
 - （3）意見交換
- 6 その他